

1. オンライン診療の提供に関する事項

(1) 医師－患者関係／患者合意

- ☒

i

オンライン診療を実施する際は、実施する旨について医師と患者との間で合意がある場合に行う。

遵守
- ☒

ii

合意に当たり、医師は患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する。
※オンライン受診勧奨で患者側からの連絡に応じる場合は確認不要

遵守
- ☒

iii

実施の都度、医師が医学的観点から実施可否を判断し、適切でなければ中止して対面診療につなげる。

遵守
- ☒

iv

合意前に、患者へ以下を説明する：①触診不可等で情報が限られること、②毎回医師が実施可否を判断すること、③診療計画の内容。
※緊急やむを得ない場合は、説明可能となり次第速やかに行う

遵守

(2) 適用対象

- ☒

i

対面診療と同等でなくとも、代替し得る程度の患者の心身情報をオンライン診療で得ている。

遵守
- ☒

ii

日本医学会連合「初診に適さない症状」等を踏まえ、オンライン診療が不適な場合は対面診療を実施（他院紹介含む）。
※緊急性が高い症状は速やかに対面受診を促す

遵守
- ☒

iii

初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの医師」が行う。
※必要な医学情報を把握でき医師が可能と判断した場合は他院医師も可（事前情報の診療録記載要）

遵守
- ☒

iv

【かかりつけ医以外が診療前相談の上で初診オンライン診療を行う場合】実施後、適切に対面診療につなげられる体制を整える。

遵守
- ☒

v

診療前相談で対面受診が必要と判断し他院で対面診療を行う場合、必要に応じて適切に情報提供する。

遵守

✓	vi	診療前相談の結果オンライン診療が行えない可能性や費用等をホームページ等で事前に周知する。	遵守
✓	vii	急病急変患者については、原則として直接の対面診療を行う。	遵守
✓	viii	複数医師が「診療計画」で明示されており、いずれかが対面診療を行っている場合、交代でオンライン診療が可能（計画に医師名記載要）。	遵守
✓	x	自身の心身状態の伝達に困難がある患者については、オンライン診療の適用を慎重に判断する。	推奨

(3) 診療計画

✓	i	オンライン診療前に対面で十分な医学的評価を行い、以下を含む「診療計画」を定め2年間保存する：①診療内容（疾患名・治療内容）、②対面・検査との組み合わせ、③診療時間、④使用機器、⑤中止条件と対面切替、⑥患者の積極的協力、⑦急変時対応、⑧複数医師の場合の氏名と役割、⑨セキュリティ責任分界点。	遵守
✓	ii	初診からのオンライン診療の場合は、診察後に今後の方針を説明し、継続の見込みがあれば可及的速やかに診療計画を策定・保存する。	遵守
✓	iii	映像・音声を端末に保存する場合は、事前に医師－患者間で保存の要否・保存端末等を明確に合意する。	遵守
✓	iv	自らが対応できない急変を想定し、対応可能医療機関へ患者の医療情報を定期的に提供するなど適切な体制を整える。	遵守
✓	iv-2	急変対応を速やかに行うことが困難と想定される場合（例：離島等）、事前に関係医療機関と合意しておく。	遵守
✓	v	「診療計画」は文書または電磁的記録により患者が参照できるようにする。	推奨

(4) 本人確認

✓	i	緊急時等のやむを得ない事情がある場合を除き、医師・患者双方が身分確認書類を用いて本人確認を行う。 ※かかりつけ医が行う場合等、社会通念上当然に本人と認識できる状況では都度確認不要	遵守
✓	ii	初診オンライン診療の患者本人確認は、①顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）、②顔写真なしの場合は2種類以上、いずれかの方法で実施する。	遵守
✓	iii	医師はなりすまし防止のため、原則として顔写真付き身分証明書で自身の氏名を患者に示す。	遵守
✓	iv	「医籍登録年」を伝える等、医師が資格を保有していることを患者が確認できる環境を整える。	遵守

(5) 薬剤処方・管理

✓	i	初診からのオンライン診療・新疾患への処方は、日本医学会連合「初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等を参考に行う。	遵守
✓	i-2	初診では以下を処方しない：①麻薬・向精神薬、②基礎疾患不明患者への特に安全管理が必要な薬剤（薬剤管理指導料「1」対象）、③基礎疾患不明患者への8日以上処方。	遵守
✓	ii	医師は患者が現在服薬している医薬品を確認し、患者は正確に申告する。	遵守
✓	iii	医師は患者に対し、かかりつけ薬剤師・薬局のもとで医薬品の一元管理を行うよう求める。	推奨

(6) 診察方法

✓	i	診療中、十分な情報が得られないと判断した場合は速やかにオンライン診療を中止し、対面診療を行う。	遵守
✓	ii	リアルタイムの映像と音声を含む情報通信手段を採用する。文字・写真・録画動画のみのやりとりで完結させない。	遵守
✓	ii-2	診療間のチャット機能を利用する場合は、オンライン診療と区別するため、事前に伝達事項・範囲を決めておく。	遵守
✓	iii	医師は情報通信機器を介して、同時に複数患者の診療を行ってはならない。	遵守
✓	iv	医師以外の医療従事者が同席する場合は、都度患者に説明し同意を得る。	遵守
✓	v	医師と患者が1対1であることを確認するため、開始・終了時間をアクセスログとして記録するシステムとする。	推奨
✓	vi	実施前に、対面で実際に使用する情報通信機器による試験を行い、画像の色彩・動作等を確認する。	推奨

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

(1) 医師の所在

✓	i	オンライン診療を行う医師は医療機関に所属し、所属及び問い合わせ先を明らかにする。	遵守
✓	ii	患者の急病急変時に、患者が速やかにアクセスできる医療機関において対面診療を行える体制を整える。	遵守
✓	iii	騒音・不安定なネットワーク等、適切な判断を害する場所でオンライン診療を行わない。	遵守
✓	iv	診療録等で過去の患者状態を把握しながら診療し、医療機関にいる場合と同等程度に情報を得られる体制を整える。	遵守

✓	v	第三者に患者情報が伝わらないよう、医師は物理的に外部から隔離される空間でオンライン診療を行う。	遵守
✓	vi	ホームページや院内掲示等で、本指針を遵守してオンライン診療を実施している旨を公表する。 ※本チェックリストをホームページ上で公表することも可	遵守
✓	vii	急病急変時の対応医療機関に容易にアクセスできるよう努める。	推奨
(2) 患者の所在			
✓	i-ii	患者がオンライン診療を受ける場所は対面診療と同程度に清潔・安全で、プライバシーが保たれる隔離された空間とする。	遵守
(3) 患者が看護師等という場合 (D to P with N)			
✓	i	医師の指示による診療補助行為は、「診療計画」または訪問看護指示書に基づき予測された範囲内で行い、内容を適時見直す。	遵守
✓	ii	D to P with Nを行う医師は原則、訪問診療等を定期的に行っている医師であり、看護師等は同一機関または訪問看護の指示を受けた者とする。	遵守
(5) 通信環境・情報セキュリティ (医療機関が行うべき対策)			
✓	1-1-i	オンライン診療システム事業者による説明を受け、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認する。	遵守
✓	1-1-ii	医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムを使用する場合は、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を実施する。汎用サービスは医療情報システムに影響を与えない設定とする。	遵守
✓	1-1-iii	患者に対しセキュリティリスクを説明し、システム利用の合意を得た上で、その旨を診療録に記載してオンライン診療を実施する。	遵守
✓	1-1-iv	「診療計画」作成時、セキュリティリスク・対策・責任の所在について患者の問い合わせに対応できるよう、説明文書を準備する。	遵守
✓	1-1-v	OSやソフトウェアのアップデートについて事業者と協議・確認の上実施する。	遵守
✓	1-1-vi	必要に応じてセキュリティソフトをインストールする。	遵守
✓	1-1-vii	オンライン診療システムには多要素認証を用いる。	推奨
✓	1-1-viii	患者がいつでも医師の本人確認・所属医療機関の確認ができる情報を準備・掲載する。	遵守
✓	1-1-xi	医師側の空間では診療関係者以外が診察情報を知覚できないようにし、患者側の空間に第三者がいらないことを確認する。	遵守

※患者同席の家族等を医師・患者双方が同意している場合を除く

✓	1-1-xii	意図しない三者通信や患者のなりすましが起こっていないことに留意する。	遵守
✓	1-1-xiii	患者側・医師側ともに録音・録画・撮影を同意なしに行わないよう確認する。	遵守
✓	1-1-xiv	チャット機能を補助的に用いる場合、セキュリティリスクとベネフィットを勘案した上で使用方法を患者に指示する。	遵守
✓	1-1-xvi	オンライン診療を実施する医師は、研修等を通じてセキュリティリスクに関する情報を適宜更新する。	遵守
✓	1-2-i	【汎用サービス使用時】意図しない三者通信を防ぐため、医療機関から患者側につなげることを徹底し、通信の管理者権限を患者に委譲しない。	遵守
✓	1-2-iv	【汎用サービス使用時】端末立ち上げ時にパスワード認証や生体認証等で操作者認証を行う。	遵守

3. その他オンライン診療に関連する事項

(1) 医師教育／患者教育

✓	i	医師は、厚生労働省が定める研修を受講し、オンライン診療に必須の知識を習得する。	遵守
✓	ii	オンライン診療の質向上のため、適切な情報の伝え方について医師－患者間で継続的に協議する。	推奨
✓	iii	患者が機器に不慣れな場合、オンライン診療支援者が支援してよいが、医師は支援者に事前に機器使用法・セキュリティリスク等を説明する。	推奨

(2) 質評価／フィードバック

✓	i	質評価・フィードバックの体制を整備し、医学的・医療経済的・社会的観点から多角的に評価する。	推奨
✓	ii	対面診療と遜色なく診療録を記載する。診断等の基礎情報（動画・画像等）を保管する場合はセキュリティ対策を講じる。	遵守

(3) エビデンスの蓄積

✓	i	電子カルテ等の記録に日時・診療内容を具体的に記載し、オンライン診療である旨が容易に判別できるよう努める。	推奨
---	---	--	----